

適合事項等

- 主要構造部を耐火構造とし、共用部分の壁及び天井の仕上げを準不燃材料とします。
- 住戸等と住戸等及び住戸等と共用部分とは、原則として開口部のない耐火構造の床又は壁で防火区画します。開口部を設ける場合は次の防火措置をします。
 - 区画貫通部から半径1メートルまでは鋼管で施工します。
- 給排水管は、
 - 耐火二層管の場合、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成17消防庁告示第4号）に基づき性能評定された評定条件の範囲内で使用します。
 - 地下ピットに受水槽等がある場合は、貫通部から半径1メートルまでは不燃管で施工します。
- 配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に二以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が200ミリメートル以下の場合にあっては、200ミリメートル）以上であること。
- 住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から0.5メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮ります。又は、開口部相互間の距離を0.9メートル以上確保し、かつ、特定共同住宅の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置構造告示」という。）第3第3項第2号イ及び同号ロにより当該住戸等の外壁に面する開口部から他の住戸等へ延焼しないよう措置します。
- ベランダ等に面する開口部の両端から0.5メートル以内となる範囲及び当該開口部の前面から0.5メートル以内となる範囲に雨水管等を貫通させる場合は、不燃材等で造られたものを使用します。
- 出入口、窓等の開口部には、防火戸（主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）を設けます。
- 二方向避難・開放型又は開放型特定共同住宅等に該当しないものの住戸等については、当該住戸等と共用部分との間の壁に設ける出入口、窓等の開口部の面積の合計が1の住戸等につき4平方メートル（共用室にあつては、8平方メートル）以下とします。ただし、1の開口部の面積は、2平方メートル以下とします。
- その他について、位置構造告示第3第3項第4号の基準により施工します。
- 特定光庭に面する開口部には、防火措置をします。
- 特定共同住宅等のうち「独立した用途に供される部分」に該当する部分については、住戸とみなして消防用設備等の特例を適用するものとし、当該部分は、床面積150平方メートル以内ごとに防火区画します。
- 避難経路となるバルコニー等に設ける仕切板等の材質は、難燃材料で容易に開放し、除去し、又は破壊することができるものとし、必要事項を明記します。また、寸法は、幅600ミリメートル以上×高さ800ミリメートル以上とします。
- 火気を使用する設備、器具等その他の事項については、予防課指導担当と事前に協議又は確認します。